

「子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて

1 根拠規定（平成26年内閣府告示第159号：基本的指針）

「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（中略）量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる」ため、市町村は、「必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと」とされている。

〈見直しの要否〉（平成29年内閣府・作業の手引）

- | |
|---|
| <p>ア 教育・保育については、支給認定区分ごとの子どもの実績値が、量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合には、原則として見直しが必要。</p> <p>イ 10%以上の乖離がない場合でも、以下の場合、見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合・すでに市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合 <p>ウ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」については、必要に応じ見直しを行う。</p> |
|---|

※ 参考となる考え方であり、各自治体が子ども・子育て会議等での議論を経て、要否を判断。

2 本市における対応

(1) 教育・保育について

- ・「量の見込みと確保の方策」については、認定こども園の施設整備に伴う県との事前協議により算出した人数とすることを、第9回子ども・子育て会議（H28.3.10）で承認をいただいた。
- ・平成29年度から31年度の計画は、「資料3」とおり県との事前協議による算出方法で修正を行った。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

- ・計画上の数値と実績に乖離がある場合であっても、不足が発生しておらず、基盤整備や提供体制等を変更する必要性が無い場合は、中間年における見直しは行わない。
- ・ただし、利用者支援事業は、計画策定後の母子保健法等の改正に対応するため見直す必要がある。

3 次期計画の策定について（現計画：平成27年度～平成31年度）

現計画の期間終了に伴い、平成30年度から策定作業を始める予定。